

# 日本人の長寿を支える「健康な食事」のマークのデザイン（案）の募集

## 趣旨・目的

日本人の平均寿命が年々延伸し、世界でも高い水準を示していることには、日本人の食事が一助となっていることが考えられます。健康寿命の延伸に向けては、その基盤となる「健康な食事」について、どのようなものかを示し、多くの方々に広く認識されることが大切です。

「健康な食事」とは、特定の食品ではなく、主な料理の組合せになります。コンビニエンスストア、スーパーマーケット、宅配等で手軽に入手できる料理に、「健康な食事」であることが一目でわかるマークをつけることで、そうした料理を選んだり、組み合わせたりすることが簡単にできるようになります。

## 募集内容

コンビニエンスストア、スーパーマーケット等で販売される商品（料理）の中で、「健康な食事」の基準を満たした商品（料理）に、そのことがわかるように表示するマークのデザイン（案）を募集します。

多くの商品（料理）の中から、本マークが表示された商品を簡単に選択できるよう、分りやすく親しみやすいデザインとします。

## デザイン（案）の作成要領

デザイン（案）の作成にあたっては、以下の（１）～（３）の内容を踏まえて作成頂きますようお願いいたします。

### （１）マークの形態と例

#### ＜マークの形態＞

- ・マークは1 cm～3 cm 四方程度での使用を想定している。
- ・マークの表示方法としては包材への印刷やシールでの貼付が考えられるため、シールとしても使えるよう、複雑な外形ではないこと。
- ・マークは3つのパーツから構成され、それらは、それぞれ図1の料理をイメージしている。
- ・マークでは、料理Ⅰ～料理Ⅲの3つの組合せが必要であることが表現できること。
- ・料理Ⅰ～料理Ⅲに対応するパーツの色には、料理Ⅰ黄系、料理Ⅱ赤系、料理Ⅲ緑系を用いること。ただし、料理Ⅰ～料理Ⅲがそれぞれ形で判別でき、かつ、魅力的でわかりやすいデザインの場合は、白黒でも可能とする。
- ・マークをカラーとした場合は、白黒で印刷した場合でも料理Ⅰ、料理Ⅱ、料理Ⅲそれぞれに対応するパーツを識別可能なものとする。



料理 I	料理 II	料理 III
・炭水化物、食物繊維の適切な摂取 ※玄米や押し麦等、精製度の低い穀類を一定割合以上利用	・たんぱく質、脂質の適切な摂取 ※食材の種類による含有量の違いを考慮	・ビタミンやカリウムなどのミネラル、食物繊維の適切な摂取 ※食事に多様性や変化を与える

図1 マークを表示する料理のイメージ

料理 I～料理 III それぞれに対応するパーツ（3つ）を組み合わせることで、1つのマークとなる。マークはそれぞれの料理に対して表示可能とし、その場合は表示する料理に対応したパーツのみに色を付け、それ以外の料理に対応するパーツは白抜きとするなど、どの料理が組み合わせてあるのかがわかるようにする。

【第9回日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会 資料（一部修正）】

＜マークのイメージ＞

- ・3つの料理の組合せを基本とし、黄、赤、緑を組み合わせる料理を「健康な食事」とした場合、緑の料理（(1) IIIの料理）には、図2のように、組み合わせる3つの料理のうち1つを緑で塗って残りを白抜きとする。（別途黄と赤の料理をそろえることがわかる。）

	マーク例1	マーク例2	マーク例3
3つの料理の組合せの場合（基本形）			
料理 III の料理に表示する場合	<p>選んだ料理以外にそろえる料理</p> <p>選んだ料理</p>		

図2 マークのイメージ

マークのイメージを3種類示す。上段には、それぞれの基本形（3つの料理の組合せ）を、下段には料理 III の料理に表示するマークのイメージを示す。

【第9回日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会 資料（一部修正）】

## (2) マークを表示する対象

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、宅配等で販売される商品（料理）のうち、健康な食事の基準を満たす（1）の料理Ⅰ～料理Ⅲに該当する商品（料理）に対して、マークを表示しても良いこととします。

## (3) その他

- ・分かりやすく、親しみやすいデザインとします。
- ・「健康な食事」のマークは、特定保健用食品のように、からだの生理学的機能に影響を与え、特定の保健の用途に資することを目的としているものではないため、特定の保健機能を連想させるマークは認めません。

## 応募資格

どなたでも応募いただけます。

## 応募期間

平成 26 年 7 月 28 日（月）～平成 26 年 8 月 29 日（金）必着。郵送の場合は当日消印有効。

## 応募方法

応募用紙に必要事項（氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業）をご記入の上、デザインの作成意図やマークを通して積極的に伝えたいポイントなど、作品の具体的な解説を付けて郵送又は電子メールにより送付してください。

3つの料理を組み合わせた場合の基本的なマークのデザイン（図2上段に相当）を、作品として応募ください。

なお、お一人で複数作品の応募も可能です。

### (1) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室

「日本人の長寿を支える『健康な食事』のあり方に関する検討会事務局」宛

- ・A4サイズ、白色用紙を縦に使用し、作品は10cm×10cmの枠内に描いてください。
- ・応募用紙1枚につき1作品としてください。（様式は問いませんが、別添の記入例を参考にしてください。）

### (2) 電子メールの場合

[kenkonashokuji@mhlw.go.jp](mailto:kenkonashokuji@mhlw.go.jp)

- ・メールの表題は、「『健康な食事』のマーク応募」としてください。
- ・電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はJPEG又はGIF形式、ファイルサイズは2MB（メガバイト）以内とします。

## 審査方法・発表

「日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会」において、1作品を選定します。選考結果は、厚生労働省ホームページ上で公表する予定です。なお、採用された作品の応募者には事務局より直接連絡いたします。

## その他

- ・応募作品の著作権・使用权・商品化等一切の権利は、厚生労働省に帰属します。
- ・応募作品は未発表かつ自作のものとし、既存デザインの使用や模倣のないものとします。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ・採用する作品については、必要な修正を行うことがあります。
- ・採用作品について権利障害が確認された場合、必要に応じて審査結果発表後でも入賞を取り消すことがあります。また、その権利障害の責は、当該作品の応募者に対して求めます。
- ・応募者の個人情報については、マークの選定にかかる事務の遂行に必要な範囲で保有し、当該事務の遂行以外の目的に利用・提供しません。
- ・賞金、記念品はありません。

## 問い合わせ先

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室栄養調査係

電話（03）5253-1111（代表） 内線2344、2343

FAX（03）3502-3099